

令和2年度 1月補正予算（その2）について

今回の補正予算は、三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」に応じて、夜間営業時間の短縮協力要請に全面的に協力いただいた店舗への協力金の交付や、売り上げが減少した事業者による販路開拓等への支援を実施するため、緊急に必要な経費について、所要の措置を講じるものです。

【1月補正(その2)後の予算規模】

(単位:千円、%)

	令和元年度 最終補正後 予算額 ①	令和2年度 補正前の額 ②	1月補正額 (その2)	補正後累計 ③	伸び率	
					③/①	③/②
一般会計	729,470,206	839,863,969	3,144,371	843,008,340	15.6	0.4
特別会計	366,235,079	318,877,835	—	318,877,835	▲12.9	—
企業会計	38,645,777	60,854,851	—	60,854,851	57.5	—
合計	1,134,351,062	1,219,596,655	3,144,371	1,222,741,026	7.8	0.3

I 一般会計の内容

31億4,437万1千円

1 歳入

(1) 国庫支出金

20億1,600万円

国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で20億1,600万円を増額補正する。

(2) 基金繰入金

11億2,837万1千円

基金繰入金について、財政調整基金で11億2,837万1千円を増額補正する。

※1月補正（その2）後基金残高 88億5,213万2千円

2 歳出

(1) 緊急警戒宣言による夜間営業時間の短縮協力要請に全面的に協力いただいた店舗への協力金の交付（雇用経済部） 26億1,880万5千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、令和3年1月14日に発表した「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」による夜間営業時間の短縮（以下、「時短営業」）協力要請に応じて、令和3年1月18日から2月7日に要請対象となる店舗の時短営業に全面的に協力いただいた事業者（大企業を除く）に対して協力金を交付する。

・主な支給要件：

- ①要請対象となる施設の時短営業（21時から翌日午前5時までの営業を休止すること）に全面的に協力いただいた店舗を運営する事業者（大企業を除く）であること。
- ②要請の対象となる地域（桑名市、四日市市、鈴鹿市内）に店舗があること。
- ③酒類を提供する飲食店または酒類を提供し接待を伴う飲食店であり、令和3年1月13日以前から、通常の営業終了時刻が21時を超えていること。
- ④令和3年1月13日以前に食品衛生法上の許可を得ており、期間中においても有効であること。

・支給金額：1店舗あたり84万円

(2) 事業継続への緊急支援（雇用経済部） 5億2,556万6千円

感染拡大第3波の影響による急激な売上減少により事業継続に支障をきたしている小規模企業を緊急的に支援する。

- ・対象者：小規模企業等（全業種）（※「等」はNPOを含む）
- ・要件：直近3か月のうち1か月間の売上が対前年同月比30%以上減少
- ・対象取組：三重県版経営向上計画に基づく販路開拓や生産性向上等の取組
- ・補助率：4/5以内
- ・補助上限：50万円以内
- ・対象事業：コロナ禍を乗り越え事業を継続するための飲食店におけるテイクアウト・デリバリー対応や新たな販路開拓等の取組